

特集 論 説

諸外国の環境アセスメントの歴史的考察

—米国の2つのアセスメントを中心に—

青 山 貞 一

1. 前史—米国の2つのアセスメント

ここでは米国を中心として環境アセスメント（以下、単にEIAと略す）の前史について考察する。

世界で展開されているEIA制度の前身は、言うまでもなく米国にある。米国のEIA制度の前史は1960年代にまでさかのぼる。そこには大別して次の2つの制度化の流れがある。

ひとつは、ジャクソン上院議員らが議員立法により連邦上院議会に提出し、1969年に国家環境政策法（National Environmental Policy Act of 1969, 以下、単にNEPAと略す）として制定され1970年に施行されたNEPAである。これは、その後世界各国に環境政策の理念と手続の亀鑑を提供することになる。

もうひとつは、1967年にダダリオ下院議員らにより連邦下院議会に提出され、1972年にテクノロジー・アセスメント法（Technology Assessment Act of 1972, 以下単にTAAあるいはTAと略す）として制度化される流れである。我が国はじめ世界各国のEIA制度は、前者すなわちNEPAの流れをくんでいる。他方、あまり知られていないが、我が国でも1960年代中頃より、総理府に置かれた科学技術庁が中心となり、TA制度の導入が検討された。TA導入の検討時期が、後に同じ総理府内に1971年に設置される環境庁の創立前であったことを考えると、なぜ米国でNEPAとTAAが同時期に検討され立法化されながら、我が国ではEIAの検討時期にTAの制度化が検討されながらも見送られ挫折したのか興味深いものがある。また我が国のEIAが当初NEPAの影響を強く受けながら、紆余曲折し、最終的にまさに“ガラパゴス”的な制度となったかを考察することも意味あることである。

2. 国家環境政策法（NEPA）

2.1 時代を先取りしたNEPA

1969年に制定されたNEPAは、制定当時のもとより、現代にあってもその内容は、時代を先取りし、人間環境や再生不可能な資源に配慮し持続的な社会経済の形成の理念と手段を提供するものとして高く評価され得るし、事実、世界的に見てその影響力は絶大である。

NEPA成立の法的前提を見ると、その基礎には1946年に制定された連邦行政手続法（Administrative Procedure Act of 1946, APA）による例外なき市民参加と1966年に制定された連邦情報自由法（Freedom of Information Act, FOIA of 1966）による例外なき情報公開がある。その法的基盤の上でNEPAは環境配慮の適正手続（Due Process）を連邦諸機関の政策、プログラム、計画、事業などあらゆる行為に課していることが分かる。しかも、同法は議員立法の筆頭提案者であるジャクソン上院議員¹⁾によれば「連邦政府の計画立案そして意思決定過程の初期そして高い段階に環境配慮を導入することによって、徹底的かつ永続的に政府の政策変更を迫る」ことを意図している。

NEPAはその後、世界各国がその制度を模索するSEA、すなわち戦略的EIA（Strategic Environmental Assessment）の理念から手法に至るさきがけ的存在でもある。実際、NEPAは政策や計画に対し高いレベル、早期段階におけるアセスを推奨している。またカリフォルニア沿岸域管理プログラム^{2,3)}やタホ湖地域土地資源管理計画⁴⁾など、プログラムや広域計画を対象にするなど、個別事業のみを対象とする我が国のEIAとは顕著な違いを見せている。さらにNEPAは、スクリーニング、スコーピング、ティアリング（EISの積み重ね）、事後評価などの諸手続をガイドライン化することにより効率と効果

を同時に向上させている。

上述のジャクソン上院議員¹⁾によれば、「NEPA立法の最大の意義は、官僚制のもつ弊害を政策評価を通し、徹底的かつ永続的に改善することにある」という。さらに「それは行政機関の視野を広め、行政のとどめのない自由裁量権の濫用を防止することによって反官僚主義を具体的に実践する手段」であるとされる。このようにNEPAは、政策評価、政策分析を通じて行政機関に反官僚主義的な行動を促すAction Forcing Actの性格を強くもっている。

2.2 世界各国の EIA の制度化⁵⁾

世界で最初に EIA 制度を国家として立法化したのは米国である。これを世界レベルで見ると、1974 年にオーストラリア、1975 年にタイ、1976 年にフランス、1978 年にフィリピン、1981 年にイスラエル、1983 年にパキスタンが制度化している。我が国が EIA を閣議決定したのは 1984 年、法律化したのは 1997 年、施行したのは 1999 年である。その背景には開発諸官庁、産業経済界の激しい抵抗があったとされる。

一方、1985年にはEUの前身であるECでEIAに関する指令が採択され1988年に施行される。これによりEU加盟国で制度化が一気に進むことになる。

90年代に入ると東欧諸国でEIAの制度化が進み。途上国ではアジア諸国で70年代から制度化が進み80年代には大部分のアジア諸国が制度化を終える。他方、中南米では1980年代後半から法制化が進むものの、アフリカ諸国では制度化が遅れることにより、先進諸国からのODA、援助に伴うインフラ整備との関連する環境配慮で禍根を残すこととなる。

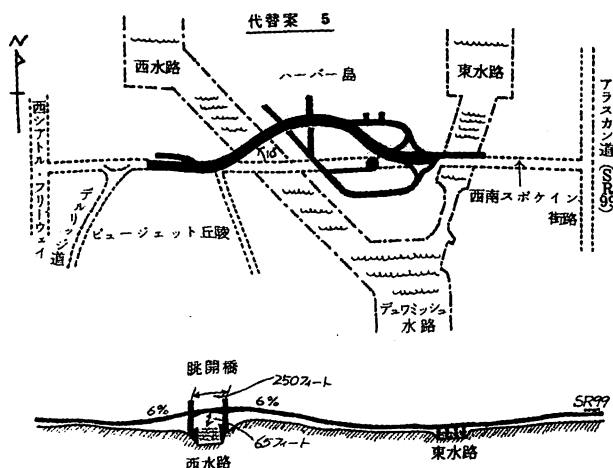


図1 西シアトル橋梁環境アセスの代替案事例

2.3 EIA 制度の「核心」としての代替案

NEPA が手法面で画期的なのは、当初から代替案の検討 (Analysis of Alternatives) を EIA の「核心」と明言したことである。筆者は 70 年代後半から継続して「計画段階における環境影響評価技法の体系化に関する調査」⁵⁾ を行う一環として、全米各地の NEPA 実施事例調査を行った。そのなかで代替案の分析で量、質ともに最も綿密に行っていたのは、ワシントン州シアトル市の橋梁再開発事業の EIS6) (West Seattle Bridge Final Environmental Impact Statement Environmental Impact Statement) であった。この事例では、当初 19 の代替案が事業者から提起され、市民参加のもとで 5 案に絞られ最終的にひとつの案に合意形成されている。

我が国の法制化では、開発省庁が狭小な国土に多くの人口を抱える日本には「代替案」はなじまないとして「代替案の検討」に強固に反対した。だが、NEPAの具体事例をみると、代替案は何も立地レベルに限られるものではないことが分かる。基本フレーム、規模、業種、立地、土地利用、根幹的施設の配置、構造・設計、開発工期などさまざまなレベルで代替案は考えられる。その意味で上記の事例は、我が国に代替案とは何かに学ぶ視点を提起している。

先に示した世界各国のEIA制度に関連し「代替案の検討」⁵⁾の導入状況を見みると、米国、カナダ、EU、イタリア、オランダ、ギリシャ、デンマーク、ドイツ、フランス、トルコ、ハンガリー、ブルガリア、中華民国、タイ、ネパール、ジンバブエ、オーストラリア、ニュージーランドなどが「代替案の検討」を規定していることが分かる。

2.4 公平性の担保手段としてのアドボカシー

歴史的に見て、NEPAが米国社会で有効に機能している背景にはいくつかの要因があると思われる。これは筆者が米国現地調査で行政、事業者だけでなく市民団体、NPOなどの利害関係者（Stake Holder）にインタビュー調査するなかで確認したことでもある。要因のひとつは、NEPAの理念と方法を理解し、市民の側から法手続面だけでなく、科学技術的にサポートする、環境アドボカシー（Environmental Advocacy）の存在がある。NEPAを単に形骸化した行政手続に終わらせることがないのは、専門科学者、弁護士が市民団体、NPOに対し徹底した環境アドボカシー活動をしているからと言えよう。

元大統領府環境諮問委員会 (Council on

Environmental Quality, 以下単に CEQ と略す) のスタッフとして在籍し、後にコーネル大学で環境政策の教鞭をとったニール・オロフ氏は、著書 (Environmental Impact Statement Process; A Guide to Citizen Action, 邦訳: 青山貞一, 市民のための環境アセスメント行動指針, 武蔵野書房, 1978 年)¹⁾ のなかで次のように述べている。すなわち, 「NEPA の精神は連邦行為のみならず小さな NEPA と呼ばれる州・市の諸制度を通じて, ほとんどすべての開発行為や民間開発にまで浸透した。さらに開発行為に限らず政府が提出する政策やプログラムにまで EIA が適用されるようになり, 市民はそれらの内容に計画段階で批判を加え, また監視を行う道が開けてきた。その結果, 行政機関の意思決定過程が従来に比べ格段に適正化され, 行政機関が提起する計画の質が高まり, 人間環境と人間行為との調和を実現する上で大きな第一歩を記すことになった。ここで重要なことがある。それは NEPA が社会的に機能するには, 市民参加が不可欠であり, 市民の価値観や要望を行政側が十分に意思決定に反映することである。さらにそれを支援する専門家の役割が問われる。

米国を代表するシエラ・クラブやラルフ・ネーダー・グループなど, 専門家, 弁護士を抱えた NPO は, NEPA の法の精神や目的を理解し, EIS プロセスを最大限活用している。彼らは環境保全のみならず行政の体質改善, さらに連邦政府が提起する政策, プログラム, 事業の変更に多大な成果をあげてきた」と述べている。オロフ氏自身も NEPA の専門家として「市民のための環境アセスメント行動指針」¹⁾ を執筆し, 現場で NEPA の環境教育を実践してきたひとりである。

2.5 NEPA の適正手続と司法審査

EIA, TA はともに米国を起源そして源流としていいる。私見ではアセスメントを社会的に有効そして機能ならしめているのは上述の環境アドボカシーに加え, 司法審査 (Judicial Review), とりわけ行政訴訟があると考え。NEPA が実質的に機能し効果をあげるためには, EIS プロセスの監視そして司法審査が不可欠である。連邦行為への環境配慮を事業者や CEQ, EPA (Environmental Protection Agency) に任せていたのでは, NEPA の社会的信頼は得られない。

米国では NEPA 施行の比較的早期段階から行政訴訟が提起された。米国最大の環境保護団体であるシエラ・クラブはじめハーバード大学ロースクール

卒の環境弁護士らにより組織された天然資源防衛委員会 (Natural Resource Defense Council, NRDC)⁷⁾ は, 専門性と司法実務を生かし, 多くの訴訟を提起してきた。NRDC は 1970 年にニューヨーク市に設立された訴訟型 NPO である。

1979 年時点で NRDC は 30 名の弁護士を抱えていたが, 現在, 300 名以上の弁護士と科学者を有し, さらに NRDC はニューヨーク, ワシントン DC, ロサンゼルス, サンフランシスコ, シカゴ, リビングストン, 北京に事務所を持ち, 130 万人の会員, 約 80 億円の予算をもっている。このように NRDC は世界最大の NEPA 関連の NPO に成長するとともに, 若手の環境弁護士の育生にも力を入れている。さらに我が国には現在約 3 万の NPO があるが, 米国には約 140 万と桁違いの NPO がある。雇用数や所得でも全米の行政職員の数に比肩する社会勢力となっており, その存在は社会的に無視できない。

これら専門家と弁護士を抱える NPO は, NEPA 施行以来, アラスカ・パイプライン開発はじめ多くの訴訟に関与してきた。その中には米国輸出入銀行を相手取った行政訴訟で NEPA の海外適用を提起し, 1979 年 1 月にジミー・カーター大統領をして NEPA の海外適用の大統領命令を出させることにも成功している⁸⁾。

さらにシエラ・クラブは, 米国内務省を相手取った行政訴訟において「政府は訴追されない」という公益訴訟に関する米国司法界の堅い障壁を打ち破った。そこでは政府自身は訴追されないが, 公務員の実行行為を個人として訴追できるという新たな権利を活用することで実質的に連邦政府諸機関を提訴することにも成功した¹⁾。

これはシエラ・クラブが内務省長官を相手に起こした炭坑貸与プログラム EIS 訴訟で明らかになったものである。さらに後述する TA との関連では, 1969 年に初飛行を行い 1976 年から商業飛行を開始した SST の欧州からニューヨーク・J.F. ケネディ国際空港への乗り入れへの差し止め請求訴訟も行っている。

2.6 NEPA 初期段階の訴訟実態⁹⁾

ここでは, NEPA 施行直後の 1970 年から 1977 年までに起きた NEPA 訴訟を考察する。米国では同期間に NEPA に基づき作成された EIS の約 9%, 938 件に対し行政訴訟が提起されている。年度別の訴訟件数は図 2 のように 1974 年を頂点 (189 件) に, 75 年 (152), 76 年 (119) そして 77 年 (108) 件と減少している。

NEPA訴訟件数

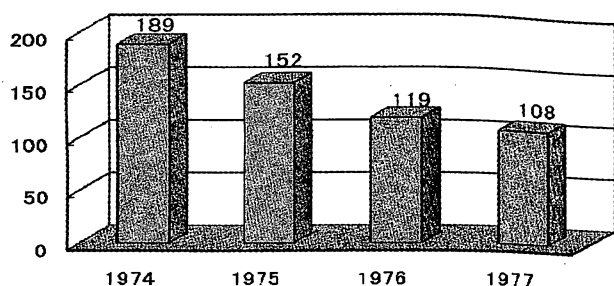


図2 年次別 NEPA 訴訟数

図3は連邦政府機関別の行政訴訟数である。全体の22%, 211件が連邦運輸省(DOT及びFHWA)に対し提起されている。以下、国防総省(DOD)が175件、内務省(DOI)が163件、住宅都市開発省(HUD)が134件、農務省(DOA)が93件と続いている。

機関別訴訟件数

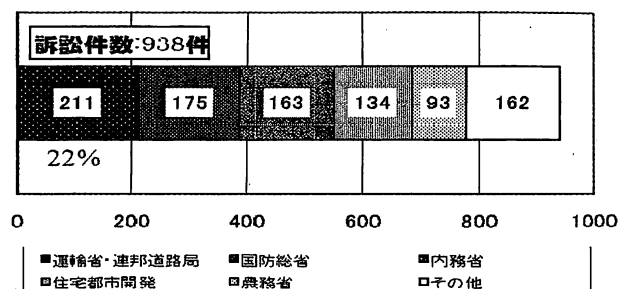


図3 連邦機関別の NEPA 訴訟数

図4は開発行為別に見た行政訴訟数である。道路が全体の17%, 155件でトップを占め、以下都市再開発事業が69件、ダム事業が49件、原子力発電所建設事業が43件と続いている。

開発行為別

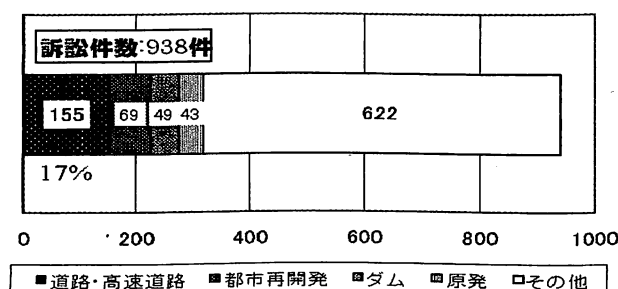


図4 開発行為別の NEPA 訴訟数

原告タイプ別に訴訟件数を見たものが図5である。NEPA訴訟では原告の67%, 626件が環境保護

団体などNPOである。以下、個人が491件、企業が145件、基礎自治体が115件、州政府が73件などとなっている。

原告別

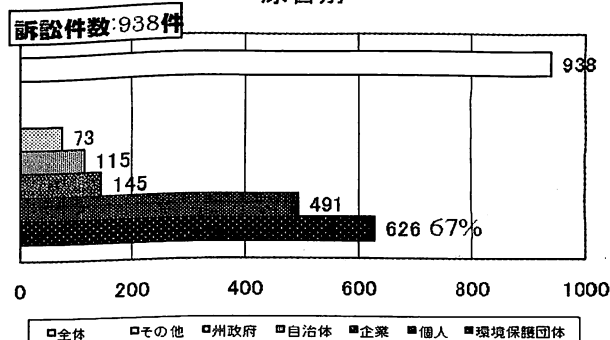


図5 原告別の NEPA 訴訟数

図6は提訴理由別のNEPA訴訟件数である。図からは51%がNDへの不服(適用除外の行政処分), すなわちEIAを実施すべきなのにEIAが実施されなかったことに訴訟が提起されていることが分かる。また31%が代替案分析の不備を含むEIS記述内容の問題点に対し提起されている。ただし、NEPA関連訴訟によって開発行為そのものが永久に差し止められた事例はない。これは重要な点である。

提訴理由

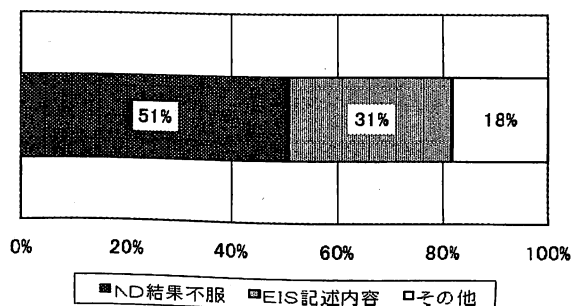


図6 提訴理由別の NEPA 訴訟数

我が国でEIAの社会的信頼性を高めるためには、市民が行政訴訟を起こしやすくする制度改革が必要となる。2005年、行政事件訴訟法の改正が行われ、従来非常に厳格であった原告適格性や処分性を緩和し、行政訴訟に新たに差し止め請求(仮処分を含む)の類型が加えられた。だが、筆者が関与しているEIAをめぐる行政訴訟では、依然として原告適格性に関する審理に多くの時間が費やされ、実質審議がないがしろにされている現状がある。いずれにせよ我が国でも米国並みにEIA手続の実質的な司法審査が行えることが、EIAの社会的信頼性を高めるた

めに重要なものとなると考えられる。

3. TAの歴史とその今日的意味

3.1 米国議会のTAとは

周知のようにEIA, TAを問わずアセスメント(Assessment)は、予測(Forecasting)と評価(Evaluation)を意味する。EIAは、一般的には、開発行為が環境に与える影響を予め予測、評価し、より影響が少ない代替案を選択してゆく活動を意味するが、TAは、より望ましい科学技術の方向を見いだすため、科学技術の代替案が社会・経済・環境(Socio-Economic and Environment)に与える影響を予測、評価する活動であると言える。両者に共通するのは、対象となる政策や行為が環境や社会に及ぼす影響を予測、評価する。同時に、関連する情報、データの公表を前提に市民参加のもとで、政策・計画・事業の代替案やオプションを絞り込んで行くことにある。

他方、両者が異なるのはEIAが国、自治体など行政機関が事務局となり、行政手続の一貫としてアセスメントが行われるのに対して、TAは連邦議会の立法補佐機関として技術評価局(Office of Technology Assessment)が設置され、議会活動の一環として行われることである。そこでは科学や技術に係わる政策、施策についての徹底した議論が行われる。さらに裁判同様、進行協議と論点整理が行われ、最終的に意思決定のための政策オプションの提示が行われる。TAでは、多数の科学者、専門家それに利害関係者が動員され、広範な議論が行われる。具体的にはNEPAではCEQが行政組織としてEIAを統括し連邦環境保護庁や連邦内務省が審査実務などを担当するが、TAでは連邦議会のもとにTA諮問委員会(Council on Technology Assessment, CTA)が置かれ技術評価局が事務局を担当する。

3.2 TAが対象とする技術¹⁰⁾

アセスメントの対象という観点から両者を見ると、NEPAに基づくEIAでは、ダム、道路、空港、パイプラインなどの個別開発行為から沿岸域管理、土地資源管理などのプログラムさらに広域計画などが対象となってきたが、1965年～1972年に行われたTAを見ると、水資源管理、長距離石油パイプライン、超音速旅客機(SST)、沖合空港、医療技術、海底掘削など39件が対象となっている。これだけを見ると、EIAが「開発行為」、TAが「技術」を対象としているだけでなく、両者の対象がかなり近似していることもわかる。

TAの実施例に関連し特筆すべきは、超音速旅客

機(SST)12)であろう。60年代中頃から欧米諸国は民間航空機分野で「より速い輸送」を目標にSSTの研究開発に着手する。だが70年代に入りTAによってSSTが成層圏の上層にあるオゾン層を破壊し、地上における皮膚ガンを増やす可能性が指摘され、1971年に米国のSST計画は中止に追い込まれる。英仏共同開発によるSST(コンコルド)の米国への乗り入れについても差し止め請求訴訟が提起されることになった。

このSSTの事例は、まさにTAならではの理念を具体的に体現した事例であったと言える。たとえば我が国では1960年代から70年代に生じた苛性ソーダの製造過程で用いられた有機水銀による水俣病(熊本、新潟)、製紙工業で用いられた紙の漂白過程で用いられた塩素による海浜ダイオキシン汚染(愛媛県川之江、静岡県田子の浦)、さらに現在に至るまで深刻な社会問題となっている直噴ディーゼル車からの粒子状発ガン物質による大気汚染、全国各地で使用され被害者が続出しているアスベスト汚染などは、技術や製品にその原因が求められる問題である。であるが故に、もし我が国でTAが本格的に施行されていたとすれば、未然防止できた可能性もあったかも知れない。その意味で、我が国においても単独あるいはEIAと連携しTAを実施することの意義は大きいものと考えられる。

3.3 TAにおける第三者判断の役割

1974年11月、国際テクノロジー・アセスメントシンポジウム¹²⁾が東京で開催された。主催は国際テクノロジー・アセスメント協会(ISTA)と社団法人科学技術と経済の会(JATES)である。後援は科学技術庁、環境庁、通産省、郵政省であった。同シンポで「欧州のテクノロジー・アセスメント」と題する講演を行った英国政府代表(EC, ヨーロッパ・プラス30年委員長)のロード・ケネット氏¹³⁾は、TAの社会的な役割について以下のように述べている。

「TA活動には3つの当事者が必要である。第一に新技術の開発者、第二に市民、第三に判定者である。この場合、我々が興味を抱くのは第三者たる判定者である。TAが有意義なものとなるためには、この「判定」という要素が不可欠である。開発者あるいは事業者と市民という2つの当事者が第三者に判断を仰ぐことが必要である。通常、第一の当事者が認可を申請し、第二の当事者、すなわち市民が安全性の確認を提起することになる。この場合、TAは市民が安全性の欠如やその保証の不足を感じたからに他な

らない。

人々は企業や事業者から送り出される数々の新製品や開発行為が自分たちにとって有益であるという企業や事業者からの直接的な保証をもちや当然のこととして受け取らなくなった。なぜならそう言った保証が、後でウソと分かって馬鹿を見ることがあまりにも多いからである。

人々がそこに感じたことは、もはや消費者と生産者との間での無制限な相互活動にはまかせておけないということであった。つまり何らかの「ベル」を持った第三者が必要とされる。『テクノロジーは我々をどこに連れて行くのだ』という叫びが出てきたわけだ。誰かがアセスメントを行わねばならず、誰かが新しい技術や開発が良いものか、それとも悪いものかを見極めるための調査、予測、分析、評価を行わなければならないのである。

次に TA に関する重要な問題、とりわけ政治に関わる問題は権限の問題である。TA の判定者が、自分の勧告を実施する権限をもっているか否かが問題である。具体的には判定者が否決判決を下す権限をもっているかどうか、すなわち悪いと判断した場合、対象となる技術や開発を禁止しうるかどうかと言うことである。また判定者がこれを善と判断し容認した場合には、その技術は市場動向により、市場化されるかどうか企業自身によって決められることになる。このケネット氏の講演に関連し、英国では判定者など第三者の資質やその選定方法について昔から大きな議論がある。これについては、たとえば日隅一雄訳、青山貞一監修「審議会革命～英国の公職コミッショナー制度に学ぶ～、現代書館」が参考になる。なお、同シンポでは、日本代表として橋本道夫氏（当時、環境庁環境保健部長）¹⁵⁾ が「日本における環境アセスメント」また米国代表として OTA 学の J. コーツ ¹⁶⁾ が「米国における環境アセスメント」を講演している。

3.4 日本における TA 動向 ¹¹⁾

1971 年の科学技術会議は「1970 年代における総合的科学技術政策の基本について」のなかで、70 年代に大きく発展する領域として環境科学、ソフトサイエンス、そして TA の 3 つをあげている。これは技術革新に大きな信頼を寄せてきた従来のある方に、一定の修正を迫ったものと理解される。たとえば 1972 年の科学技術白書は、技術の研究開発にあたってソフトサイエンスと TA の重要性を強調している。これは従来の経済、効率を一義とし生産第一主義の科学技術観と比べて大きな転換であると言え

るだろう。

だが、米国と異なり我が国の TA は、議会すなわち立法府ではなく、当時の通産省からの出向組などによる行政主導で導入が検討されたこともあり、途中から「TA はできあがった新技術の問題点を事後的にあげつらうことにより、企業などで研究開発にかかわる技術者の開発マインドを阻害することになる」という批判が開発省庁や産業界などから寄せられ、制度化に及び腰となりは頓挫することになる。

3.5 米国の TA (OTA) のその後 ¹²⁾

1995 年、レーガン政権下で共和党議員が多数を占めた連邦議会において、OTA は議会の経費削減の一環として廃止される。その主な理由は、議会内の他機関との機能の重複であったが、OTA を廃止することによる経費削減はどう見ても小さく、いわゆる「小さな政府」に向けた共和党内改革派の犠牲になった向きも指摘されている。

2001 年以降、OTA の復活やその類似機関の政策提案が度々なされたものの、共和党政権下では OTA の復活は実現しなかった。2006 年、連邦議会下院の科学委員会は、議会による科学技術政策への助言のあり方に関し公聴会を開催し、中立性、客観性、適時性をもつ助言機能（機関）の必要について共通の認識が得られたという。その後、ヒラリー・クリントン氏が 2009 年 4 月、大統領選に立候補する際に、当選したら OTA を復活させると述べている。さらに 2010 年 4 月ウッドロウ・ウィルソン国際学術センターで無党派の政策研究機関、大学、科学研究機関の全国ネットワークが「技術評価に市民の関与」を主張し、OTA 機能の復権について言及している。具体的には「専門家と市民による科学技術評価」(Expert & Citizen Assessment of Science & Technology, ECAST)、すなわち市民、専門家と議会による参加型の技術評価の新たなあり方を提案しており、共和党政権下で一度廃止された TA や OTA を復権させるための注目すべき動きが起きている。他方、プリンストン大学 ¹⁷⁾ でも OTA に関連した収集文書、資料を Web 上で提供したり、全米科学者連盟 ¹⁸⁾ も OTA に関連する各種文書や議員・関係者へのインタビューを含めアーカイブを開始している。

4. エピローグ

ところで、我が国と米国のカリフォルニア州は、面積でほぼ同じである。人口は我が国の方が 4 倍ほど多いが、周知のように、現在、我が国には 98 も

の民間空港がある。カリフォルニア州には16の民間空港しかない。しかも、我が国の場合、カリフォルニア州に比べ新幹線や高速道路も整備されている。

地方の空港計画に必須となる将来乗降客数の予測は、大部分が過大予測となっている。直近の例として富士山静岡空港は年間138万人と予測していたが、実際には61万人しかなく予測値の44%と半分にもならない。これは他の地方空港でもほぼ同様である。

空港事業の場合、大規模な地形改変を行い希少な自然や生態系を破壊し、しかも地方空港にあっても一空港当たり2000億円前後の公的資金を投入して開発される。公金の不正、不当な支出として住民監査請求や住民訴訟が地元住民や市民団体から提起されても、その大部分は却下又は棄却される。結局のところ我が国のEIAは、この種のいわば無駄な公共事業に対し、何ら有効な手段や抑止力になっていない現実である。

筆者は30年も前から、EIAが政策や事業を評価する視点として以下の3つを重視してきた。すなわち、一つ目として社会経済的な意味での<必要性>、2つ目として科学技術面及び環境面からの<妥当性>、そして三つ目として例外なき情報公開と市民参加など、適正手続面からみた<正当性>である。

NEPAには計画アセスメントやSEAに相当する機能が立法当時からインストールされていたと先に述べたが、NEPAが制定から40年、それなりに社会に定着しているのは、計画アセスやSEA、それも徹底した代替案の検討を基底に据えていることに加え、上記の3つの評価の視点があるからに他ならない。たとえばNEPAではアセス項目に土地利用や事業費、土地買収費、立ち退き人数やその移転・補償費用さらに工期などの社会経済的項目を含めており、代替案毎に、それら社会経済的項目の比較が可能となる。我が国のようにEIAでは狭義の環境に限定していないことがよい。

他方、米国におけるもうひとつのアセス、TAを我が国でも制度化すべきであると考え。たとえば米国で研究開発され、その後世界中で使用されたフロンは、開発当初ノーベル化学賞並みの画期的発明と賞賛された。しかし、地上で放出された後、20年近く経って成層圏の最上層にあるオゾン層を破壊し、温室効果も有することが判明してこの方、フロンは世界中を震撼とさせた。それだけでなくその対策には巨額の費用が必要となることが分かった。米国の科学ジャーナリストであるコリン・ノーマン

氏¹⁹⁾は、その主著「The God That Limp, Science & Technology in the Eighties 邦訳、青山・池田、ノーマンの技術文明論～持続可能社会への展望、学陽書房刊)の中で、深淵で含蓄あることを述べている。それは数あるギリシャの神の中で、科学技術の神とされる火と金属細工の神、ヒファースタスは、多くの重要な技術の開発と管理を任されていた。だが、その神は皮肉にも古代ギリシャの神々のなかで、ただひとり不完全な(跛行性をもつ)神であったという。ましてTAでは神でなく人間が技術の開発を行う。そこでは開発にせよ技術は完全無欠ではありえない。その意味でもTAは、現代社会、先進社会にこそ、必要不可欠なアセスではないだろうか。

参照・引用文献

- 1) ニール・オロフ著、青山貞一訳、市民のための環境アセスメント行動指針、武蔵野書房、1979年8月。
- 2) 環境庁、計画段階の環境影響評価に係る文献調査I、米国における計画アセスメント事例調査、1978年。
- 3) 青山貞一、米国における沿岸域管理の法制度と理念・政策・計画、<http://eritokyo.jp/independent/sandiego-natpark1.html>
- 4) 環境庁、計画段階における環境影響評価技法の体系化のための調査研究第1分冊、計画アセスメント実務手引資料集(土地利用系計画編)、1980年。
- 5) 環境庁環境アセスメント研究会監修、世界の環境アセスメント、ぎょうせい、1996年9月。
- 6) 環境庁、計画アセスメント技法体系化のための文献調査II、計画アセスメント海外事例調査、1979年。
- 7) NRDC、http://www.nrdc.org/about/who_we_are.asp
- 8) 環境庁、計画段階の環境影響評価に係る技法開発のための基礎的検討III—各種計画技法の計画段階の環境影響評価への適用に関する研究、1978年。
- 9) Council on Environmental Quality, Environmental Impact Statement—An Analysis of Six Years' Experience by Seventy Federal Agencies, March 1976.
- 10) 田中久徳、米国における議会テクノロジー・アセスメント～議会技術評価局(OTA)の果たした役割とその後の展開～、レファレンス、国立国会図書館、2007年4月。
- 11) 谷口茂、産業社会論(I) 科学技術社会と人間、名古屋工業大学学報 第35巻、1983年。
- 12) Japan Techno-Economic Society and International

- Society for Technology Assessment, International Symposium of Technology Assessment, Tokyo 1974.
- 13) Lord Kennet (British Government), Technology Assessment in Europe, Paper for Tokyo TA Conference, 12-14 Nov. 1974.
 - 14) 日隅一雄訳, 青山貞一監修, 審議会革命～英国の公職コミッショナー制度に学ぶ～, 現代書館, 2009 年.
 - 15) 橋本道夫, 日本における環境アセスメント, 国際テクノロジー・アセスメント・シンポジウム, 1974.
 - 16) J.Coates (OTA), Technology Assessment in US, International Symposium of Technology Assessment, 1974.
 - 17) プリンストン大学, <http://www.princeton.edu/~ota/>
 - 18) 全米科学者連盟, <http://www.fas.org/ota/>
 - 19) コリン・ノーマン著, 青山貞一・池田こみち訳, ノーマンの技術文明論～技術可能社会への展望～, 学陽書房, 1982 年 7 月.